

糖尿病性腎症重症化予防事業の実施について

医療の高度化や少子高齢化による人口構成の変化にともない拡大する医療費の抑制について、保険者として医療費適正化への取り組みがますます重要になっている。

特に生活習慣と社会環境の変化に伴う糖尿病の患者数は年々増加の傾向にある。糖尿病は放置すると網膜症、腎症、神経障害等の合併症を引き起こし、特に腎症は重症化すると人工透析による治療を導入することとなり、患者の生活の質（QOL）を著しく低下させるのみならず、医療費の増加の要因のひとつとなっている。

1 糖尿病性腎症重症化予防事業の概要

データヘルスの一環として、特定健診の個別データ等から糖尿病の重症化リスクの高い者に対し保健指導を実施し、腎不全による人工透析治療への移行を防止する取組を実施する。

(1) 対象者

特定健康診査の結果及びレセプトデータから抽出した者、またはかかりつけ医が紹介する者で全体 30 名を対象とする。

(対象者の条件)

ア 2 型糖尿病であること

イ 腎機能が低下していること

※ 対象者については、未治療の者を優先する。

※ 対象者の選定においては、高血圧、肥満、脂質異常、喫煙等の重症化のリスクが高い者を優先する。

(2) かかりつけ医との連携

かかりつけ医は、生活指導内容確認書を作成し、区は当該生活指導内容確認書に基づき対象者ごとの個別支援計画を作成、保健指導を行う。また、かかりつけ医に対して保健指導の経過を報告する。

(3) 保健指導の内容

専門的な教育訓練を受けた看護師や保健師が、重症度に応じて面談や電話を通じた保健指導を行う。

(4) 今後のスケジュール(案)

平成 29 年	8 月	対象者の選定
	9 月	対象者決定 保健指導開始
平成 30 年	3 月	保健指導終了